

法令適用事前確認手続（照会書）

平成１９年１２月２５日

鉄道局施設課長 米澤 朗 殿

照会者名

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 松 本 正 之

住 所

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目１番４号

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

１．法令名及び条項

全国新幹線鉄道整備法第９条第１項

２．将来自らが行おうとする行為に係る個別の具体的事実

当社は、当社の使命である三大都市圏を結ぶ高速鉄道輸送が既に技術的にも輸送力の面でも限界に近いところまでできていることや、災害への耐性を高める二重系化の必要性から、次のとおり、全国新幹線鉄道整備法（以下「全幹法」という。）に基づく超電導リニアによる東海道新幹線バイパスの実現（建設）に向けた検討を進めています。

なお、当社としては、全ての過程において取締役会や株主総会の是認を受けていかなければならない１００％民営化された会社としてのルールに則ってプロジェクトを実現させていくこととしています。

- ・当該路線は、全幹法の基本計画路線である中央新幹線として調査指示を受け、現在、鉄道・運輸機構とともに、東京都－大阪市間における地形・地質等の調査を行っているところです。
- ・路線は、全幹法の「基本計画」に記載されている主要な経過地を充足するものとし、できる限りコストを安くするという観点及び工事技術面から、合理的で効率的なルートとします。

- ・路線建設は、民間会社である当社が一切の財源を負担して進め、当社が出す資金は直接当社の路線の建設に使用し、完成させた成果物は、調査に伴うものも含めて、当社の財産とします。
- ・第1ステップとして、首都圏～中京圏について、まず手続きを前に進めることとします。
- ・毎年の投資額は、経営の状況を踏まえたものとします。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

上記の事情が存在する中で、民間企業が全幹法に基づいてプロジェクトを進めていくことは、全幹法の趣旨や規定内容に照らして全く問題がなく、手順として全幹法上の調査指示、営業主体及び建設主体の指名、整備計画の決定、建設指示を受けた上で、工事実施計画の認可を得て行うものと認識しています。

4. 公表の延期の希望

なし

5. 連絡先

東海旅客鉄道株式会社

東海道新幹線21世紀対策本部 企画推進部

担当課長 生田 元（電話：03-3472-6843）